

# 二戸市 } 水 道 } 事業経営戦略

簡易水道

団 体 名 : 二戸市

事 業 名 : 二戸市簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 1 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 47 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	平成 7 年 8 月 1 日	計画給水人口	2,900 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適用	現在給水人口	1,952 人
		有収水量密度	5.217 千 $m^3$ /ha

#### ② 施設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	4	管 路 延 長 46.7 千 m
	配水池設置数	4	
施 設 能 力	1,559 $m^3$ /日	施 設 利 用 率	24.7 %

#### ③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え の 方	<p>簡易水道の使用料金は、二戸市給水条例の規定を準用しています。</p> <p>水道事業開始当初から、生活用水に対する配慮から用途別の料金体系を採用するとともに、少量使用部分についての使用料を低廉なものにするため、家庭用の基本水量は5<math>m^3</math>としている。</p> <p>最近では、核家族化の進行によって小口件数が増加しているものの、節水機器の普及や節水意識の向上から給水戸数の増加が使用料収入の増加に直接結びついていません。</p> <p>今後は、使用料収入に直接結びつかない震災対策、環境保護などへの対応が求められていることを踏まえ、今の時代に合った適切な使用料体系の在り方を検討する必要があります。</p>
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 16 年 4 月 1 日

#### ④ 組織

平成28年4月1日現在、簡易水道課は課長以下7名で構成されています。簡易水道及び上水道施設の運転管理業務の第三者委託や検針業務の外部委託を行いました。今後も、効果的かつ効率的に事務・事業が運営できるように引き続きスリムな事業組織を目指し、委託業務の継続と効果の評価を行うとともに、直営業務部分の委託余地の検討を行います。

工務副主幹 1(上水兼任)-主査 1(上水兼任)-主事 1(上水兼任)  
課長 1(水道事業所次長兼任)-  
業務副主幹 1(上水兼任)-主査 1(上水兼任)-主任 1(上水兼任)

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

平成22年度から、簡易水道及び上水道施設の運転管理業務の第三者委託を行い、受託者が持つ専門的な技術力で施設機器の機能を維持することや職員の削減することができました。

また平成25年度からは、検針業務部門も委託業務に加え職員及びコストの削減に努めています。広域化の取り組みについては、平成20年1月に設立された北奥羽地区水道事業協議会において、新たな概念の水道広域化について、基本調査を行うとともに、施設の共同化、管理の一体化、経営の一体化といった将来を見据えた戦略的な広域化の検討を行っています。

\*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。

①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経常収支については、一般会計からの繰入により黒字になっている状況です。水道使用料は、節水機器の普及、節水意識の高まりや人口減少により料金収入は減少傾向にあります。給水原価(937.25円)も元利償還金及び維持管理費が大きく、原価が高額となっています。水道使用料は、総収益の約40%程度であり、施設利用率(23.12%)、有収率(75.08%)が低く収益につながっていません。

## 2. 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

当市においても、少子高齢化の進行と流出人口の抑制が困難なことから将来人口の減少が大きいと予想される。(年平均△1.6ポイント)

年度	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年4月	32年予想	37年予想	42年予想	47年予想	52年予想
人口	-	-	-	1,789	1,861	1,990	1,952	1,801	1,661	1,553	1,414	1,304

### (2) 水需要の予測

有収水量推移(年平均0.45ポイント減)

年度	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	32年予想	37年予想	42年予想	47年予想	52年予想
有収水量	-	-	-	62,029	52,087	93,575	102,870	100,576	98,333	96,141	93,997	91,901

### (3) 料金収入の見通し

直近での料金改定は、平成16年度ですが、現在、県内で一番の高料金です。また平成22年度から加入金制度を導入し、併せて経費節減に努めているところですが、料金回収率は、32.42%と非常に低い状況です。  
現在は、一般会計からの繰入で収支の均衡を保っていますが、今後も節水機器の普及、節水意識の高まりや人口減少により料金収入は減少傾向にあり、事故、災害に備えるための施設整備ためには、多額の資金が必要となります。

### (4) 施設の見通し

本市の簡易水道事業は、平成8年12月から供用開始して、耐用年数を経過した管路はありませんが、耐震化率が14%と低く、耐用年数の経過と併せ、耐震管への更新を計画的に実施します。

### (5) 組織の見通し

水道事業の組織については、簡易水道及び上水道施設の運転管理業務の第三者委託や検針業務の外部委託を行っていますが、今後も、効果的かつ効率的に事務・事業が運営できるように引き続きスリムな事業組織を目指し、委託業務の継続と効果の評価を行うとともに、直営業務部分の委託余地の検討を行います。

## 3. 経営の基本方針

この経営戦略で推進していく経営方針は、二戸市水道ビジョンの基本理念に基づき次のとおりとします。

- 安心:市民が安心しておいしく飲める水道水の供給  
水源水質事故の防止に努めるとともに、二戸市水安全計画及び二戸市水道水質検査計画に基づき、計画的に水質管理を行います。
- 安定:いつでもどこでも安定的に生活用水を確保  
配水管の更新整備にあたっては、水道施設アセットマネジメントに基づき計画的に整備を進めると同時に災害に強い水道をめざし耐震化を図ります。  
また、大規模地震や大雨災害、渇水等による断水や給水制限に備え応急給水など迅速な対応と早期復旧を目指した他事業体との災害時応援協定の締結や災害応急マニュアルの充実を図ります。
- 持続:運営基盤の強化と利用者ニーズを踏まえた給水サービスの充実  
水道施設の耐用年数は、40年から60年と長い年数となっているため、アセットマネジメントと水道管路更新計画に基づき、耐震化のための布設替えを計画的に実施します。  
また、広報誌やホームページをとおして、水質検査計画、水道料金やその体系など水道事業の広報の充実や新支払方法の導入の検討をし、サービス向上に努めます。
- 環境:環境保全への貢献  
運転管理の第三者委託により、電力使用量の削減提案により消費エネルギーの及び二酸化炭素排出量の削減を目指すとともに、漏水箇所の発見修繕により、有効率を高め、薬品・電力使用量・二酸化炭素排出量の軽減を図ります。  
また、馬淵川水質汚濁防止対策協議会等との連携により、水道水源の保全を推進するとともに環境保護に努めます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	施設の更新整備にあたっては、水道施設アセットマネジメントに基づき計画的に整備を進めると同時に、災害に強い水道をめざし耐震化を図ります。 また、上水道事業との管の接続等、維持管理の効率化に考慮した投資を検討します。

計画期間内に実施する主な投資 機械設備更新事業 平成29年度～平成32年度 56,548千円 簡水統合事業 平成32年度 68,800千円(折爪簡易水道事業の上水事業への接続)
--

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	水道料金については、人口減少等により使用料の増加は見込めないため、年マイナス0.45ポイントで見込みました。投資の財源については、水道事業債を基本とし、不足分を一般会計からの繰入で見込みました。

財源確保について 水道使用料については、人口問題研究所の推定する二戸市の将来人口を基に、区域内の有収水量を推定し算定しました。(人口は▲1.6ポイント/年、有収水量▲0.45%ポイント/年) 高料金対策事業補助金(繰出し基準) 収益的収支の不足分は、一般会計からの基準外繰り入れで算定しています。
---

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

施設の維持管理費等は、民間会社に第三者委託を行っていることとユーティリティー部分についても含めた契約となっているため、見通しは同額で算定しています。人件費についても、現行と同額で算定しています。
---

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

#### ① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	なし
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	上水と簡水統合の際、折爪浄水場を廃止します。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	なし
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	アセットマネジメントに基づき計画的に整備を進めます。(耐用年数の1.5～2倍)
広域化	青森県南・岩手県北の水道事業者が構成する、北奥羽地区水道事業協議会に参加し、新たな広域的水道事業として、①施設の共同化、②水質データ管理の共同化、③施設管理の共同化、④システムの共同化について戦略的な広域化について研究検討を行っています。
その他の取組	なし

#### ② 財源について検討状況等

料 金	県内で1番の高料金であることと、給水条例に準じているため、簡易水道単独での改定は考えていません。
企業債	投資的事業を行う際は簡易水道事業債の借入を検討します。
繰入金	繰り入れ基準による高料金対策補助金の繰入の継続を考えています。 また、やむを得ない繰入れについては、一般会計と協議することとします。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし
その他の取組	特になし

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

#### ③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託料	浄水場等維持管理のと検針業務の第三者委託の継続
修繕費	早期の不具合等の発見による修繕費の削減を目指します。
動力費	維持管理の第三者委託(ユーティリティを含む)によりありません。
職員給与費	給与費については、効果的かつ効率的に事務事業が運営できるよう引き続きスリムな事業組織とします。
その他の取組	なし

### 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	上記取組に対する進捗確認や計画との乖離が著しい場合にはその原因調査と対策を図ります。 また、毎年、経営指標等を用いて、投資・財政計画の妥当性の評価・見直しを五年ごとに行い、経営戦略の充実を図ります。
-------------------------	--

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度	
																								見込
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	76,994	72,958	72,002	73,768	70,407	72,454	67,183	72,798	72,555	72,061	71,553	71,027	70,489	69,971	69,615	68,742	68,634	68,524	68,411	68,297	68,179	68,061	
	(1) 営 業 収 益 (B)	30,499	31,932	31,074	30,936	30,798	30,944	30,809	30,673	30,536	30,400	30,265	30,131	29,997	29,864	29,731	29,599	29,468	29,337	29,206	29,077	28,947	28,819	
	ア 料 金 収 入 (C)	30,012	31,194	30,700	30,562	30,424	30,567	30,429	30,293	30,156	30,020	29,885	29,751	29,617	29,484	29,351	29,219	29,088	28,957	28,826	28,697	28,567	28,439	
	イ 受 託 工 事 収 益 (D)																							
	ウ その他	487	738	374	374	374	377	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380	380
	(2) 営 業 外 収 益 (E)	46,495	41,026	40,928	42,832	39,609	41,510	36,374	42,125	42,019	41,661	41,288	40,896	40,492	40,107	39,884	39,143	39,166	39,187	39,205	39,220	39,232	39,242	
	ア 他 会 計 繰 入 金 (F)	39,165	33,565	32,486	37,650	34,427	36,328	31,192	36,943	36,837	36,479	36,106	35,714	35,310	34,925	34,702	33,961	33,984	34,005	34,023	34,038	34,050	34,060	
	イ その他	7,330	7,461	8,442	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	5,182	
	2 総 費 用 (D)	74,714	69,698	72,002	73,768	70,407	72,454	67,183	72,798	72,555	72,061	71,553	71,027	70,489	69,971	69,615	68,742	68,634	68,524	68,411	68,297	68,179	68,061	
	(1) 営 業 費 用 (E)	68,487	63,879	66,599	68,778	65,778	69,778	63,315	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	65,778	
ア 職 員 給 与 費 (F)	19,108	19,448	20,309	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486	20,486		
イ 退 職 手 当 金 (G)																								
ウ その他	49,379	44,431	46,290	48,292	45,292	49,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292	45,292		
(2) 営 業 外 費 用 (F)	6,227	5,819	5,403	4,990	4,629	3,868	3,868	7,020	6,777	6,283	5,775	5,249	4,711	4,193	3,837	2,964	2,856	2,746	2,633	2,519	2,401	2,283		
ア 支 払 利 息 (G)	6,227	5,819	5,403	4,990	4,629	4,318	3,868	7,020	6,777	6,283	5,775	5,249	4,711	4,193	3,837	2,964	2,856	2,746	2,633	2,519	2,401	2,283		
ウ 一 時 借 入 金 利 息 (H)																								
イ その他																								
3 収 支 差 引 (A)-(D)	2,280	3,260																						
1 資 本 的 収 入 (E)	17,861	18,389	18,806	19,233	23,218	20,118	134,376	21,046	21,552	22,167	22,893	23,297	26,415	21,156	9,915	6,636	6,769	6,905	7,044	7,186	7,330	7,477		
(1) 地 方 債 借 入 金 (F)					3,500		96,500																	
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 借 入 金 (G)																								
(2) 他 会 計 補 助 金 (H)	17,861	18,389	18,806	19,233	19,718	20,118	37,876	21,046	21,552	22,167	22,893	23,297	26,415	21,156	9,915	6,636	6,769	6,905	7,044	7,186	7,330	7,477		
(3) 他 会 計 借 入 金 (I)																								
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金 (J)																								
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金 (K)																								
(6) 工 事 費 担 当 金 (L)																								
(7) その他 (M)																								
2 資 本 的 支 出 (N)	17,861	18,389	18,806	19,233	23,218	20,118	134,376	21,046	21,552	22,167	22,893	23,297	26,415	21,156	9,915	6,636	6,769	6,905	7,044	7,186	7,330	7,477		
(1) 建 設 費 (O)					3,548		113,800																	
ウ ち 職 員 給 与 費 (P)																								
(2) 地 方 債 償 還 金 (Q)	17,861	18,389	18,806	19,233	19,670	20,118	20,576	21,046	21,552	22,167	22,893	23,297	26,415	21,156	9,915	6,636	6,769	6,905	7,044	7,186	7,330	7,477		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金 (R)																								
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金 (S)																								
(5) その他 (T)																								
3 収 支 差 引 (F)-(N)																								
収 支 再 差 引 (E)+(I)	2,280	3,260																						
積 立 金 (J)																								
前 年 度 からの 繰 越 金 (K)	2,235	2,280	3,260																					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (L)																								
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)	4,515	5,540	3,260																					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)	2,280	3,260																						
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,280	3,260																						
赤 字 比 率 ( (Q)/(B)-(C) ) × 100																								
収 益 的 収 支 比 率 ( (A)/(D)+(H) ) × 100	83.17	82.82	79.29	79.32	78.16	78.27	76.55	77.57	77.10	76.48	75.76	75.30	72.74	76.78	87.53	91.20	91.02	90.85	90.66	90.48	90.29	90.10		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (R)																								
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C)	30,499	31,932	31,074	30,936	30,798	30,944	30,809	30,673	30,536	30,400	30,265	30,131	29,997	29,864	29,731	29,599	29,468	29,337	29,206	29,077	28,947	28,819		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)																								
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)																								
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)																								
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	30,499	31,932	31,074	30,936	30,798	30,944	30,809	30,673	30,536	30,400	30,265	30,131	29,997	29,864	29,731	29,599	29,468	29,337	29,206	29,077	28,947	28,819		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)																								
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)																								
地 方 債 残 高 (X)	265,181	246,793	228,787	213,555	197,385	177,267	253,191	232,145	210,593	188,427	165,643	142,457	142,458	142,459	142,460	142,461	142,462	142,463	142,464	142,465	142,466	142,467		

○他会計繰入金

(単位:千円)

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	平成47年度
収 益 的 収 支 分		39,165	33,565	32,486	37,650	34,427	36,328	31,192	36,943	36,837	36,479	36,106	35,714	35,310	34,925	34,702	33,961	33,984	34,005	34,023	34,038	34,050	34,060
ウ ち 基 準 内 繰 入 金		3,377	3,157	2,933	2,703	2,467	2,226	1,980	1,727	1,469	1,204	933	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666
ウ ち 基 準 外 繰 入 金		35,788	30,408	29,553	34,947	31,960	34,102	29,212															



## 投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	2,280	3,260	2,472	2,214	1,993	2,362	2,309	2,292	2,306	2,351	2,427	2,534
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,235	2,280	3,260	2,472	2,214	1,993	2,362	2,309	2,292	2,306	2,351	2,427
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	4,515	5,540	5,732	4,686	4,207	4,355	4,671	4,601	4,598	4,657	4,778	4,961
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	2,280	3,260	2,472	2,214	1,993	2,362	2,309	2,292	2,306	2,351	2,427	2,534
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,280	3,260	2,472	2,214	1,993	2,362	2,309	2,292	2,306	2,351	2,427	2,534
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )												
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	83.17	82.82	82.31	81.57	80.87	80.89	80.43	80.29	79.81	79.24	78.69	78.36
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	30,499	31,932	30,390	30,984	31,021	31,053	31,073	31,109	31,140	31,171	31,202	31,233
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	76,994	72,958	75,977	75,306	74,724	75,158	75,093	76,417	76,069	75,620	75,188	74,772
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	265,181	246,793	228,787	213,555	197,385	177,267	253,191	232,145	210,593	188,427	165,643	142,457

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
区 分												
収益的収支分	39,165	33,565	37,109	36,632	36,271	36,894	36,440	37,781	37,419	36,925	36,417	35,894
うち基準内繰入金	3,377	3,157	2,933	2,703	2,467	2,226	1,980	1,727	1,469	1,204	933	656
うち基準外繰入金	35,788	30,408	34,176	33,929	33,804	34,668	34,460	36,054	35,950	35,721	35,484	35,238
資本的収支分	17,861	18,389	18,806	19,233	19,670	20,118	134,376	21,046	21,552	22,167	22,784	23,186
うち基準内繰入金	9,855	10,135	10,359	10,589	10,825	11,066	11,312	11,565	11,823	12,088	12,359	12,576
うち基準外繰入金	8,006	8,254	8,447	8,644	8,845	9,052	123,064	9,481	9,729	10,079	10,425	10,610
合 計	57,026	51,954	55,915	55,865	55,941	57,012	170,816	58,827	58,971	59,092	59,201	59,080

# 経営比較分析表

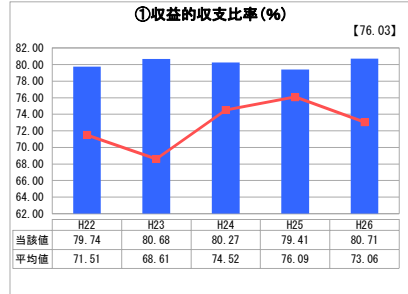
岩手県 二戸市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	6.89	4,940

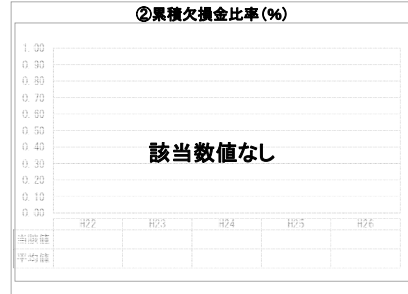
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
28,943	420.42	68.84
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,976	19.72	100.20

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
□	平成26年度全国平均

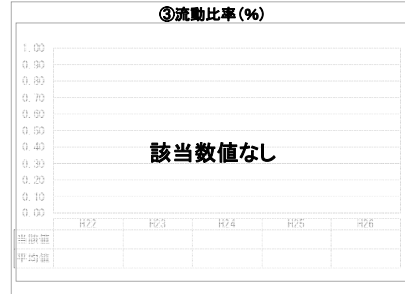
## 1. 経営の健全性・効率性



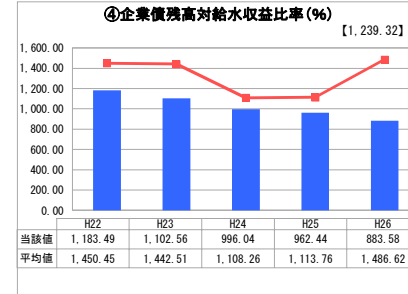
「単年度の収支」



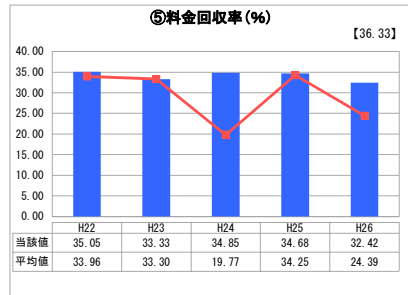
「累積欠損」



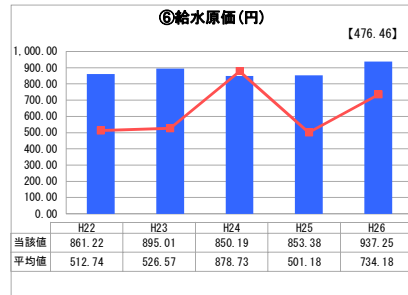
「支払能力」



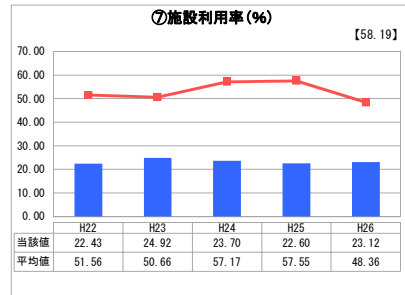
「債務残高」



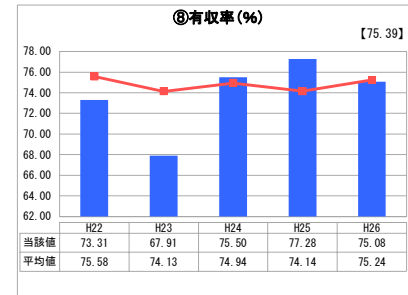
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

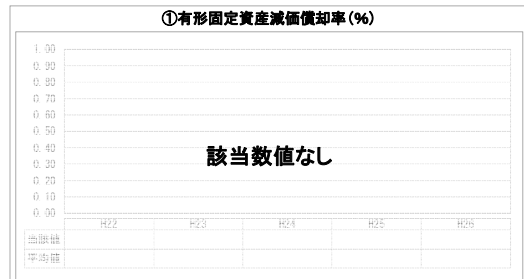


「施設の効率性」

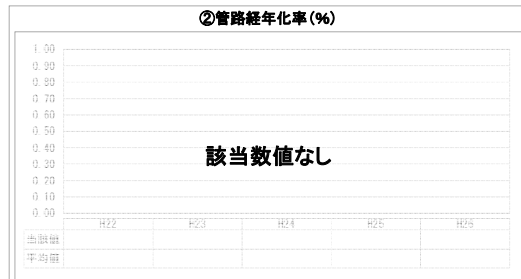


「供給した配水量の効率性」

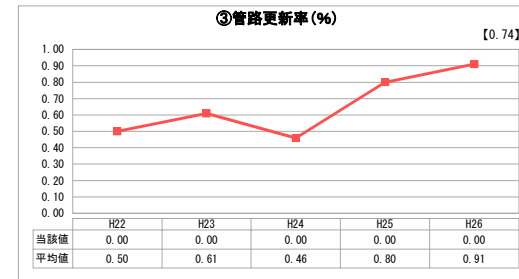
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当市の収益的収支比率の指標は、全国平均よりは高く、また、類似団体平均値よりも7.65%高くはなっているが、数値が100%未満のため、さらなる経営改善努力が必要となっている。

また、当市の施設利用率(%)は団体平均値48.36%より低い23.12%となっており、当市の施設が他簡易水道施設より運転効率が低いことを示している。これは、斗米地区において、加入率が低いためと考えられることから、当該地区の水道への加入をより一層促進する必要がある。

### 2. 老朽化の状況について

事業着手が早い地区では、施設完成後20年以上が経過しようとしている。今後は、安全な水道水を供給するために適切な保守点検を行い、老朽化した機器を計画的に更新していく必要がある。

## 全体総括

簡易水道は、財務基盤が脆弱であることから、経営の効率化・健全化を図る観点から統合の準備を進め、財務基盤の強化を図る必要がある。

※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。